

門真市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

門真市教育委員会

学校における携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を踏まえて、学校および教育委員会において、原則持込禁止としてきました。平成31年3月27日に大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長より、登下校時や災害時の対応に係る「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」が通知され、学校または市町村教育委員会は、このガイドライン等を参考に、令和元年度中には登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童・生徒や保護者に周知するものと明記されました。門真市教育委員会では、この通知を受け、教職員・生徒会・PTA等からの意見も踏まえ、学校の取組の基本とすべき指針を「門真市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」として示します。

学校においてはこのガイドラインを踏まえて、児童・生徒や保護者および地域と連携しつつ、携帯電話の取扱いや、携帯電話の適切な使用に関する指導の充実等について、各学校の実情に応じて更なる取組の改善に努めます。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

1. 学校における携帯電話の持込みの原則禁止について

①携帯電話は、小・中学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への持込みについては、原則禁止とします。ただし家庭において、携帯電話を登下校時における緊急の連絡手段とせざるを得ないと判断した場合や、その他やむを得ない場合に限り、保護者は校長に対し、児童・生徒の携帯電話の学校への持込みの許可を申請することができます。その申請に対し、校長は持込みの理由について確認し、やむを得ないと判断した場合に限り持込みを認めるものとします。

②持込みを許可した場合には、学校は事前に、携帯電話の取扱いに関するルールについて保護者へ説明します。保護者は家庭において、児童・生徒に携帯電話の取扱いに関するルールについて指導を行います。児童・生徒や保護者はルールを遵守し、違反があった際には、学校が携帯電話を預かり、保護者へ直接返却することや、携帯電話の学校への持込みを、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとることに同意します。

- ③持込みを認められた児童・生徒は、携帯電話を校内で使用することはできません。学校は、携帯電話を登校時に一時的に預かり、下校時に返却する等、学校での教育活動に支障がないよう配慮します。児童・生徒は、学校の指示に従い、校内において携帯電話を使用しません。
- ④持込みを認められた保護者は、学校と協力して児童・生徒に対して携帯電話の使い方について指導することに同意し、同意確認書に記載された項目を児童・生徒と確認しながら作成します。保護者は、全ての項目にチェックのついた同意確認書を、校長に提出します。

2. 学校や家庭における携帯電話の適切な使い方に関する指導について

- ①学校において、携帯電話の適切な使い方に関し、ネット依存やSNSを介したいじめやトラブル、盗撮や自画撮り被害から児童・生徒を守るとともに、犯罪被害からの防止と適切な対処だけでなく、よりよい人間関係の築き方等の指導について、全ての児童・生徒に対しより一層の充実に努めるものとします。
- ②家庭において、携帯電話を児童・生徒に持たせるかどうかに関し、まずは保護者がその利便性や危険性について十分理解した上で、その必要性を判断します。携帯電話を持たせる場合には、保護者として、その利用に関するルールづくりや、児童・生徒の利用状況を把握します。そして学校や地域と連携し、児童・生徒が被害に合わないような体制づくりの充実に努めるものとします。